

センターだより

第3号 平成28年12月16日

小松島市青少年健全育成センター

1年を振り返り新たな目標を立てましょう



1年が過ぎ去るのが早いですね。もうすぐ正月を迎えます。

昨年のセンターだより第3号で、皆さんにお願いした新年の目標について評価してください。そして新たな目標を立てましょう。あまり高望みすることなく達成可能な目標でいいのです。目標達成に向けて取り組む姿勢や努力が大切だと考えます。

1月になるとますます、寒さが厳しくなります。皆さんは勉強やスポーツに励んでいることと思いますが、風邪やインフルエンザにかからないよう体力作り、手洗いや防寒に努めましょう。そして、1月10日（火）にはみんなで元気に登校しましょう。

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加しています。青少年が被害に遭わないようにしましょう。

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童、生徒が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

自画撮り被害に遭わないため、児童、生徒やその保護者等が、つぎのことに気をつけましょう。

- 自分の裸をスマートフォン等で撮影してはいけません。
- 交際相手、友達等の信用している相手であっても、自分の裸の写真を送ってはいけません。とりわけ、面識のない者（SNSの相手等）に対しては、絶対に写真を送ってはいけません。
- デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難になります。



- 軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかない危険（被害）が生じてしまうおそれがあります。
- 友達等に裸の写真を送るよう求めたり、裸の写真を送ったりするほか、スマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されてしまうおそれがあります。



スマートフォン、ケータイは、非常に便利な道具です。ですが、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれたりする危険性もあります。逆に、本人にはそのつもりがないのに自分が誰かを攻撃してしまうなど、加害者になる危険性もあります。正しく使用しましょう。



い かない
の のらない
お おごえでさけぶ
あ すぐにげる
し しらせる

小松島市青少年健全育成センター

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

(なんでも相談ください。秘密は守ります。)